

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に係るパブリックコメント等の結果を踏まえた比較表

番号	パブリックコメントを実施した段階での要領案	パブリックコメント等の結果を踏まえた最終版	修正理由
タイトル	無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請・審査要領	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国交省職員が許可・承認の審査を行うための基準を定めた文書であるため、技術的修正を行ったもの
2. 2-1 (1) b)	申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の15日前までに提出させるものとする。	申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の10開庁日前までに、次表のとおり所定の提出先に提出させるものとする。なお、申請は、規則第243条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行わせることができる。	審査期間を明確にするために、技術的修正を行ったもの
2. 2-1 (4)	(追加)	代行申請 複数の申請者による飛行をとりまとめて行う場合の申請は、それらの飛行をとりまとめる者を代表者として、代行して行わせることができる。 なお、代行申請は、飛行の委託を行っている者が受託者の飛行をまとめて申請する場合、複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合等が該当する。	(3)の「包括申請」の内容に「代行申請」の内容が含まれていたため、技術的修正を行ったもの
2. 2-1	(4) 申請の受理	(5) 追加資料の提出等	本文の内容に合わせて、技術的修正を

(5)	申請を受理した後、許可等の事務の処理上必要があると認められるときは、追加資料の提出又は説明を求めることができる。	申請を受理した後、許可等の事務の処理上必要があると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出又は説明を求めることができる。	行ったもの
2. 2-2-1 (2)	(追加)	・飛行させる無人航空機の製造者名、名称及び重量を記載すること。	省令の条文と合わせて、技術的修正を行ったもの
2. 2-2-1 (2)	(追加)	・無人航空機の重量については、機体本体の重量及び飛行のために必要なバッテリーの重量の合計（バッテリー以外の取外し可能な付属品の重量は含まない。）並びに最大離陸重量を記載すること。	重量に関する考え方の明確化を行ったもの
2. 2-2-1 (2)	(追加)	・操縦装置（遠隔操作を行うための装置をいう。以下同じ。）の製造者名及び名称を記載すること。	許可・承認は、操縦装置とセットで行われるため、明確化を行ったもの
2. 2-2-1 (2)	・機体及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は写真（多方面）を添付するとともに、機体を識別するための記号等を独自に設定することこと。	・無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は写真（多方面）を添付すること。ただし、3-5に従って公表されている無人航空機のうち資料の添付を省略することができる無人航空機（以下「ホームページ掲載無人航空機」という。）と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、当該設計図又は写真の添付を省略することができる。	記載事項について、技術的修正を行ったもの

2. 2-2 -1 (3) 表	(追加)	(飛行の目的) 報道取材 測量	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2 -1 (3) 表	インフラ点検・保守: 橋梁点検、道路点検、トンネル内点検 等	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検、海岸保全施設の点検、港湾施設の点検 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2 -1 (3) 表	(飛行目的) 捜索・救助	事故・災害対応等	第 132 条の 3 の捜索、救助の特例にある「捜索、救助」と混乱を招かないよう、技術的修正を行ったもの
2. 2-2 -1 (3) 表	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索、ビル火災、トンネル内火災、交通事故現場検証 等	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索、火災の原因等の調査、交通事故現場検証 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2 -1 (3) 表	競技会、個人的な趣味の飛行 等	競技会、スポーツ、レクリエーション、個人的な趣味の飛行 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2 -1 (3) d)	(追加)	・ 進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空機の航行の安全を確認するために必要な情報として、海拔高度もあわせて記載すること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2 -1 (5)	ア) 最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機の場合 イ) 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空	(項目削除)	申請書記載事項として、25kg 未満と 25kg 以上の機体で、内容が大きく重複するため技術的修正を行ったもの

	機の場合		
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・飛行させる無人航空機が、4-1-1に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」(様式2)を作成し、申請書に添付すること。	様式2の記載方法について、明確化を行ったもの
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・様式2について、1.の項に無人航空機の製造者名、名称、重量及び機体を識別することが可能な製造番号等を記載すること。	様式2の記載方法について、明確化を行ったもの
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、2.の項において改造を行っているかどうか記載すること。	様式2の記載方法について、明確化を行ったもの
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合には、3.の項を記載すること。	様式2の記載方法について、明確化を行ったもの
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・様式2において、3.の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界(最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛	様式2の記載方法について、明確化を行ったもの

		行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等) 及び無人航空機を飛行させる方法 (点検・整備の方法を含む。) が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを添付すること。ただし、自作機であって趣味目的で飛行させる無人航空機の場合には、資料の添付を省略することができる。	
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機の場合には、様式 2 に加え、5. に掲げる基準への適合性について、無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備 (オプション) を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。	申請書の記載事項について、技術的修正を行ったもの
2. 2-2 -1 (5)	(追加)	・最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の場合には、様式 2 に加え、4-1-2 に掲げる基準及び 5. に掲げる基準への適合性について、最大離陸重量 25kg 未満と同様、追加装備 (オプション) を記載した資料を作成し、申請書に添付	申請書の記載事項について、技術的修正を行ったもの

		<p>すること。なお、最大離陸重量 25kg 未満と同様、ホームページ掲載無人航空機と同一の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。</p>	
2. 2-2-1 (5)	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> 無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。 	機体に大きさにかかわらず求めるものとして、明確化を行ったもの
2. 2-2-1 (6)	操縦者の氏名を記載すること。	(削除)	申請書記載事項について、技術的修正を行ったもの
2. 2-2-1 (6)	「操縦技能確認書」(様式 3) を作成し、申請書に添付すること。	(削除)	申請書記載事項について、技術的修正を行ったもの
2. 2-2-1 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 過去の飛行実績又は訓練実績等を記載し、5. に掲げる操縦者の基準に適合することを説明した資料を添付すること。また、訓練実績については、訓練内容についても記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 様式 3 に加え、無人航空機を飛行させる者の 5. に掲げる基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。また、訓練実績については、訓練内容についても記載すること。 	書きぶりについて、技術的修正を行ったもの
2. 2-2-1 (6)	複数人が操縦を行う場合には、全ての操縦者について申請書への記載及び書類の添付を行うこと。	(削除)	記載事項について、技術的修正を行ったもの
2. 2-2-1 (6)	複数の無人航空機をまとめて申請する場合には、無人航空機毎に操縦者の氏	(削除)	記載事項について、技術的修正を行ったもの

	名を記載すること。		
2. 2-2-1 (7)	安全確保のための対策に関する事項 ・5. に従って、無人航空機を飛行させる際の体制、飛行前点検の手順等を定めたマニュアルを作成し、当該マニュアルを申請書に添付すること。	無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 ・4-3-2に基づき作成した飛行マニュアルを申請書に添付すること。ただし、団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、当該飛行マニュアルを添付することで代えることができる。また、航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、その団体及び飛行マニュアルの名称を記載することで代えることができる。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
2. 2-2-1 (8)	・無人航空機に係る保険に加入している場合には、その保険の内容を記載すること。	・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容（加入状況、保険会社名、商品名、補償金額）を記載すること。	保険に関する記載内容の明確化を行ったもの
2. 2-2-1 (8)	(追加)	・進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から 150m以上の高さの空域における飛行の申請の場合には、5-1(2)に従って空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関と調整を行った結果を記載すること。	審査に必要な内容として、技術的修正を行ったもの
2. 2-2	無人航空機の特徴	無人航空機の製造者、名称、重量その他	省令の条文に合わせるため、技術的修

－ 2 (2)		の無人航空機を特定するために必要な事項	正を行ったもの
2. 2－2 － 2 (4)	飛行の方法によることができない理由	法第 132 条の 2 各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由	省令の条文に合わせるため、技術的修正を行ったもの
2. 2－2 － 2 (7)	安全確保のための対策に関する事項	無人航空機を飛行させる際の安全を確保のするために必要な体制に関する事項	省令の条文に合わせるため、技術的修正を行ったもの
3. 3－2 (2)	包括申請に基づく許可等の場合には、飛行実績の報告を求めることができるものとする。	許可等を行った飛行について、飛行実績の報告を求めることができるものとする。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
3. 3－3	許可等の期間は、原則として 90 日以内とするものとする。ただし、業務実施等の目的のため、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1 年を限度として許可等を行うものとする。	一回の許可等の期間は、原則として 3 ヶ月以内とする。ただし、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1 年を限度として許可等を行うものとする。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
3. 3－4	許可等を取得した後、申請内容の範囲を超えた飛行を行うこととなった場合には、2－1 (1) b) に従って、改めて申請を行わせること。	3－4 申請内容に変更が生じた場合の取扱い 許可等を取得した後、申請内容に変更が生じた場合には、2－1 に従って、改めて申請を行わせるものとする。ただし、ホームページ掲載無人航空機であって改造を行っていないものについて許可等を取得している場合で、新たに	申請方法について、明確化を行ったもの

		同一の製造者名、名称及び重量であるものを飛行させることとなったときは、当該無人航空機を識別することが可能な製造番号を報告させることで差し支えないものとする。	
4.	(追加)	4. 許可等に係る基本的な基準 受けようとする許可等の事項にかかわらず、次に掲げる基本的な基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。	記載方法について、技術的修正を行ったもの
4. 4-1	最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機の場合	全ての無人航空機	技術的修正を行ったもの
4. 4-1	(変更・追加)	4-1 無人航空機の機能及び性能 4-1-1 全ての無人航空機 全ての無人航空機の機能及び性能について、次に掲げる基準に適合すること。 (1) 鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの

		<p>(2) 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。</p> <p>(3) 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。</p> <p>(4) 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合には、上記(1)～(3)の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。・特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼航空機に限る。)、下降等)ができること。・緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。・操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	
--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。 （５）自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には、上記（１）～（３）の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。 ・自動操縦システム（自動操縦により飛行させるためのシステムをいう。以下同じ。）により、安定した離陸及び着陸ができること。 ・自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼航空機に限る。）、下降等）ができること。 ・あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。 	
4. 4-1 - 2 (6) 表	・地上側の主電源消失	・操縦装置の主電源消失	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-2	4-2 操縦者の飛行経験、技能等 操縦者の飛行経験、技能等について、次	4-2 無人航空機の飛行経歴並びに 無人航空機を飛行させるために必要な	

	に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能・性能、安全確保のための対策等とあわせて総合的に判断し、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。	知識及び能力 無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力について、次に掲げる基準に適合すること。	
4. 4-2 (1)	10時間以上の飛行経験を有すること。	飛行を予定している無人航空機の種類（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船のいずれか）別に、10時間以上の飛行経験を有すること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-2 (2) a)	航空法関係法令に関する知識	航空法関係法令に関する知識（無人航空機に関する事項）	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-2	(3) 次に掲げる技能を有すること。	(3) 飛行させる無人航空機について、次に掲げる能力を有すること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-3	4-3 安全確保のための対策	4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	省令の条文にあわせて、技術的修正を行ったもの
4. 4-3 -1	次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。ただし、無人航空機の機能・性能、操縦者の技能等とあわせて総合的に判断し、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。	次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。	省令の条文にあわせて、技術的修正を行ったもの
4. 4-3 -1	(1) 原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。	(1) 第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人	基準の趣旨の明確化を行ったもの

		航空機を飛行させないこと。	
4. 4-3 -1	(追加)	(4) 衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機には接近しないこと。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-3 -1	(5) 飛行目的によりやむを得ない場合を除き、法第80条の飛行の禁止区域など、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。	(6) 飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-3 -1	(7) 物件の曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ず物件を曳航する場合には、必要な安全上の措置を講じること。	(8) 物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-3 -1	(8) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の整備を行うとともに、整備記録を作成すること。	(9) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成すること。ただし、点検・整備記録の作成について、趣味目的の場合は、この限りでない。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
4. 4-3 -1	(9) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録すること。 ・飛行年月日	(10) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録すること。ただし、趣味目的の場合は、この限りでない。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・操縦者の氏名 ・離陸場所及び出発時刻 ・着陸場所及び着陸時刻 ・飛行時間 ・無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項 ・操縦者の署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行年月日 ・無人航空機を飛行させる者の氏名 ・無人航空機の名称 ・飛行の概要（飛行目的及び内容） ・離陸場所及び離陸時刻 ・着陸場所及び着陸時刻 ・飛行時間 ・無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等） ・無人航空機を飛行させる者の署名 	
4. 4-3 - 1	<p>(10) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷等の事故が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに国土交通省まで報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機の飛行に係る許可・承認書の発行日及び番号 ・操縦者の氏名 ・事故の発生した日時及び場所 ・無人航空機の特徴 ・無人航空機の事故の概要 ・人の死傷又は物件の損壊概要 ・その他参考となる事項 	<p>(11) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号 ・無人航空機を飛行させた者の氏名 	報告対象の明確化を行ったもの

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等の発生した日時及び場所 ・ 無人航空機の名称 ・ 無人航空機の事故等の概要 ・ その他参考となる事項 	
4. 4-3-1	(追加)	(12) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失若しくは航空機との衝突又は接近事案の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。	非常時の連絡体制構築の明確化を行ったもの
4. 4-3-1	(11) 飛行の際には、許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。やむを得ず携行できない場合には、許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関等から問われた際に説明できるよう、許可書又は承認書を保管する者と連絡が取れるようにしておくこと。ただし、電話等により緊急に許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、この限りでない。	(13) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、この限りでない。なお、この場合であっても、許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関等から問われた際に許可等の年月日及び番号を回答できるようにしておくこと。	技術的修正を行ったもの
4. 4-3-2	(追加)	(飛行マニュアルについて)	飛行マニュアルの記載事項について明確化を行ったもの
5.	5. 飛行形態に応じた追加基準 法第 132 条各号に掲げる空域での飛行及び法第 132 条の 2 各号に掲げる方法	5. 飛行形態に応じた追加基準 法第 132 条各号に掲げる空域での飛行及び法第 132 条の 2 各号に掲げる	ただし書きについては、各項目にそれぞれ記載を行ったもの マニュアルについては 4-3-2 に移

	<p>によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。ただし、機体の機能・性能、操縦者の技能等、安全確保のための対策等とあわせて総合的に判断し、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>また、無人航空機を飛行させる際の体制及び4-3に掲げる安全確保のための対策に係る確認手順等の内容を定めたマニュアルを作成し、関係者に周知を図ること。</p>	<p>方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。</p>	<p>動した</p>
5. 5-1	<p>5-1 進入表面等の上空又は地表又は水面から 150m以上の高さの空域における飛行のための基準（法第 132 条第 1 号関係）</p>	<p>5-1 進入表面等の上空の空域若しくは地表又は水面から 150m以上の高さの空域における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行</p>	<p>5. 記載のただし書きの追加を行ったもの</p>

		の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。 (法第132条第1号関係)	
5. 5-1 (2) a)	(追加)	・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等と常に連絡がとれる体制を確保すること。	連絡体制構築の明確化を行ったもの
5. 5-1 (2) b)	・関係機関から当該飛行について了解を得ること。特に、航空交通管制圏、航空交通情報圏、航空交通管制区内の特別管制空域又は民間訓練試験空域において飛行を行う場合は、関係管制機関の了解を得ること。	・空域を管轄する関係機関から当該飛行について了解を得ること。	国交省職員が許可・承認の審査を行うための基準を定めた文書であるため、技術的修正を行ったもの
5. 5-1 (3)	ア) 航空情報の発行手続きを行うため、以下の対応を行うこと。 ・一定期間の反復した飛行に対する包括的な許可において、飛行日時が明確になっていない場合には、飛行を行う日の前日までに、その飛行内容について飛行する空域を管轄する空港事務所長等（以下「管轄事務所長等」という。）へ通知すること。予め管轄事務所長等から通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。	進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行の申請を行った場合には、航空情報の発行手続きが必要であるため、以下の対応を行う体制を構築すること。 ・飛行を行う日の前日までに、その飛行内容について飛行する場所を管轄する空港事務所長等（以下「管轄事務所長等」という。）へ、以下の項目を通知すること。なお、予め管轄事務所長等から	航空情報発行手続きの明確化を行ったもの

	<p>・日時及び空域を確定させて申請し許可を取得した場合には、申請内容に応じて航空情報を発行することとするため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄事務所長等に対し、その旨通知すること。</p> <p>イ) 人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。</p>	<p>通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。</p> <p>a) 飛行日時：飛行の開始日時及び終了日時</p> <p>b) 飛行経路：緯度経度（世界測地系）及び地名（都道府県名及び市町村名）</p> <p>c) 飛行高度：下限及び上限の海拔高度</p> <p>d) 機体数：同時に飛行させる無人航空機の最大機数</p> <p>e) 機体諸元：無人航空機の種類、重量、寸法、色 等</p> <p>・日時及び空域を確定させて申請し許可を取得した場合には、申請内容に応じて航空情報を発行することとするため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄事務所長等に対し、その旨通知すること。</p>	
5. 5-2	5-2 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行のための基準（法第132条第2号関係）	5-2 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの

		件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。 (法第 132 条第 2 号関係)	
5. 5 - 2 (1)	無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。	無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。	書きぶりについて、技術的修正を行ったもの
5. 5 - 2 (1)	a) 機体について、物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。 当該構造の例は、以下のとおり。 ・プロペラガード 等	a) 機体について、物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。 当該構造の例は、以下のとおり。 ・プロペラガード ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
5. 5 - 2 (1)	b) 操縦者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。	b) 無人航空機を飛行させる者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。	書きぶりについて、技術的修正を行ったもの
5. 5 - 2 (1)	c) 安全確保のための対策について、次に掲げる基準に適合すること。	c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。	書きぶりについて、技術的修正を行ったもの
5. 5 - 2	d) その他	(削除)	連絡体制に 4 - 3 - 2 (3) c へ移動し

(1)	・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。		た
5. 5-2 (2) a) ア)	・バッテリーの二重化又は自動的な切替え可能な予備バッテリーを装備すること。	・バッテリーが並列化されていること、自動的に切替え可能な予備バッテリーを装備すること又は地上の安定電源から有線により電力が供給されていること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
5. 5-2 (2) a) ア)	・GPS受信が機能しなくなった場合に、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS以外により位置情報を取得できる機能を有すること。	・GPS等の受信が機能しなくなった場合に、その機能が復帰するまで空中における位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS等以外により位置情報を取得できる機能を有すること。	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
5. 5-2 (2) a) ア)	・不測の事態が発生した際に、機体が直ちに落下することがないように、パラシュートを展開する機能を有すること。 等	・不測の事態が発生した際に、機体が直ちに落下することがないように、安定した飛行に必要な最低限の数より多くのプロペラ及びモーターを有すること、パラシュートを展開する機能を有すること又は機体が十分な浮力を有する気嚢等を有すること 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
5. 5-2 (2) a) イ)	(追加)	・飛行範囲を制限する係留装置を有していること 等	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
5. 5-2	操縦者	飛行させる者	書きぶりについて、技術的修正を行っ

(2) b)			たもの
5. 5-2 (2) b) ウ)	使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日までの間に、1時間以上の飛行を行った経験を有すること。	最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日までの間に、1時間以上の飛行を行った経験を有すること。	書きぶりについて、技術的修正を行ったもの
5. 5-2 (2) c)	・状況に応じて、補助者は複数の役割を兼ねることができる。	(削除)	5. ただし書きで包含することとしたもの
5. 5-2 (2) d)	d) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 ・人身傷害保険に加入していること。	(削除)	連絡体制に4-3-2(3)cへ移動した 保険については、安全上の措置ではないことから2-2-1(8)その他参考となる事項としたもの
5. 5-2 (3) c)	・状況に応じて、補助者は複数の役割を兼ねることができる。	(削除)	5. ただし書きで包含することとしたもの
5. 5-2 (3) d)	d) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 ・人身傷害保険に加入していること。	(削除)	連絡体制に4-3-2(3)cへ移動した 保険については、安全上の措置ではないことから2-2-1(8)その他参考となる事項としたもの
5. 5-3	5-3 夜間飛行のための基準（法第132条の2第1号関係）	5-3 夜間飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせ	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの

		て総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第1号関係)	
5. 5-3 (4)	(4) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。	(削除)	連絡体制に4-3-2(3)cへ移動した
5. 5-4	5-4 目視外飛行のための基準(法第132条の2第2号関係)	5-4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第2号関係)	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの
5. 5-4 (4)	(4) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。	(削除)	連絡体制に4-3-2(3)cへ移動した
5. 5-5	5-5 地上又は水上の人又は物件との間に所定の距離を保てない飛行のた	5-5 地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの

	めの基準（法第 132 条の 2 第 3 号関係）	う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第 132 条の 2 第 3 号関係）	
5. 5-5 (4)	(4) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。	(削除)	連絡体制に 4-3-2 (3) c へ移動した
5. 5-6	5-6 催し場所の上空における飛行のための基準（法第 132 条の 2 第 4 号関係）	5-6 多数の者の集合する催し場所の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第 132 条の 2 第 4 号関係）	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの
5. 5-6	d) その他	(削除)	連絡体制に 4-3-2 (3) c へ移動し

(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 ・人身傷害保険に加入していること。 		た 保険については、安全上の措置ではないことから2-2-1(8)その他参考となる事項としたもの
5. 5-6 (3)	d) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 ・人身傷害保険に加入していること。 	(削除)	連絡体制に4-3-2(3)cへ移動した 保険については、安全上の措置ではないことから2-2-1(8)その他参考となる事項としたもの
5. 5-7	5-7 爆発物等の輸送を行うための基準 (法第132条の2第5号関係)	5-7 危険物の輸送を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。 (法第132条の2第5号関係)	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの
5. 5-7 (4)	(4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 	(削除)	4-3-2(3)cへ移動した
5. 5-8	5-8 物件投下を行うための基準 (法第132条の2第6号関係)	5-8 物件投下を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無	5. 記載のただし書きの追加を行ったもの

		人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第6号関係)	
5. 5-8 (4)	(4) その他 ・人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。	(削除)	4-3-2 (3) cへ移動した
様式1	(追加)	連絡先	様式1の記載事項について明確化を行ったもの
様式1表	飛行	飛行の目的	様式1の記載事項について、技術的修正を行ったもの
様式1表	(追加)	目的：報道取材	パブリックコメントの意見等を踏まえたもの
様式1表	目的：捜索・救助	目的：事故・災害対応等	様式1の記載事項について、技術的修正を行ったもの
様式2	無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書	無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	様式2の記載事項について、技術的修正を行ったもの
様式3	操縦技能確認書	無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書	様式3の記載事項について、技術的修正を行ったもの